

●論文

新宮市人権問題に関する市民アンケート分析

近畿大学人権問題研究所教授 奥田 均

■はじめに

本論は2017年12月に実施された新宮市人権尊重委員会（会長 新宮市長 田岡実千年）による「新宮市人権問題に関する市民アンケート」の結果分析である。この調査の全29項目にわたる質問の調査結果については『人権問題に関する市民アンケート結果報告書』において述べられている。ここではそれを踏まえて、筆者が設定した下記5つのテーマに沿ってさらに深めようとするものである。したがってこの分析ではすべての調査項目を取り上げているものではない。

本調査は新宮市在住の18歳以上の市民を対象にして実施された。その標本抽出に当たっては、性別および各年齢階層を同数に設定して住民基本台帳から無作為抽出されている。また有効回収率が29.3%であった。分析対象のデータはこのようにして得られたものであることをあらかじめご承知おき願いたい。

なお本調査には多くの質問の「その他」の項目などにおいて自由記述欄が設けられている。また問29では人権問題に関する自由意見を求めている。積極的に記入された回答者も多いが個人情報保護などの観点からここでは分析対象から外している。別途、市においては自由記述内容についても検討されることを求めたい。

以下に展開する本調査分析の5つのテーマは次のとおりである。

- [1] 部落差別の現実の検証
- [2] 部落問題にかかわる市民の認知・関心・態度
- [3] 態度に影響を与えているもの
- [4] 「寝た子を起こすな論」分析
- [5] 公務員等の意識分析
- [6] 総括

[1] 部落差別の現実の検証

差別問題をはじめとする人権課題に取り組むスタートラインは差別や人権侵害の現実である。そうした現実がすでに解決しているのであれば取組む必要はなく、過ぎ去った歴史的出来事として受け止めるだけでよい。分析の第一歩は、したがって今なお部落差別の現実が新宮市民の中に存在しているのかどうかを検証することである。ここではそれを土地差別問題と結婚差別問題および同和問題（部落差別）の見聞経験について確かめる。

(1) 土地差別の現実

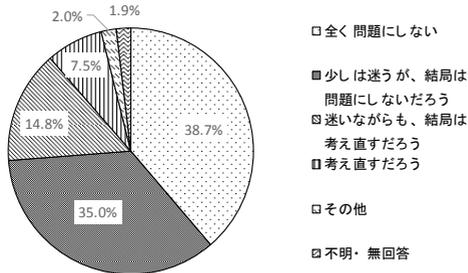
図1は、問5「あなたが、引越しに際し、同和地区と分かったとき、どんな態度をとると思いますか」に対する回答結果である。「全く問題にしない」は38.7%にとどまっている。逆に「迷いながらも、結局は考え直すだろう」が14.8%、「考え直すだろう」が7.5%となっており、合わせて22.3%の市民が同和地区の土地を避けるとしている。

この質問文における「同和地区」の部分が「城下町」や「寺内町」となっている場合には、「全く問題にしない」が圧倒すると思われる。それが「同和地区」の場合には「考え直す」となる。調査結果は今日なお、明らかに同和地区に対する忌避意識が根強く残っていることを示している。

なお「少しは迷うが、結局は問題にしないだろう」が35.0%あった。「問

題にしない」という結論においてこれは差別を乗り越えているものと判断できるが、なぜ「少し迷う」ことになるのであろうか。同和地区の土地に対する葛藤が生まれること自体に、まだまだ部落差別が存在する現実が感じられる。

図1 同和地区への引っ越しに対する態度



(2) 結婚差別の現実

図2は問9「あなたが、結婚したいと思っている相手が同和地区の人だとわかった場合、あなたは、どんな態度をとると思いますか」に対する回答結果であり、図3は問10「お子さんが、結婚したいといっている相手が同和地区の人だとわかった場合、あなたは、どんな態度をとると思いますか」に対する回答結果である。

自分の結婚の場合、「全く問題にしない」は42.2%にとどまっている。逆に「迷いながらも、結局は考え直すだろう」が13.0%、「考え直すだろう」が4.9%となっており、合わせて17.9%の市民が同和地区出身者との結婚を考え直す（避ける）としている。

子どもの結婚の場合も、「全く問題にしない」は44.4%で半数にも達していない。逆に「迷いながらも、結局は考え直すだろう」が11.6%、「考え直すだろう」が4.9%となっており、合わせて16.5%の市民が自分の子どもと同和地区出身者との結婚を考え直す（避ける）としている。

「同和地区の人だから考え直す」といった回答は本来0.0%でなければならぬ。そのことを踏まえるといずれも厳しい実態といえる。またこうした現実が、結婚における差別身元調査の温床となっていると推測される。

なおいずれの場合においても「少しは迷うが、結局は問題にしないだろう」が35%前後になっている。「少しは迷う」ことのなかに部落差別の現実が感じられるが、「結局は問題にしない」ことに至っている状況を支えていきたい。

図2 同和地区の人との結婚に対する態度（自分の結婚の場合）

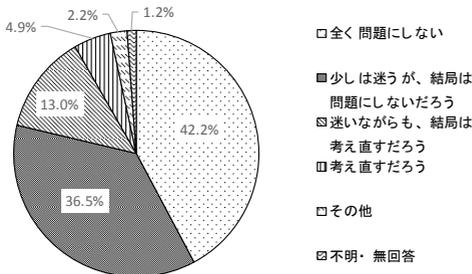


図3 同和地区の人との結婚に対する態度（子どもの結婚の場合）

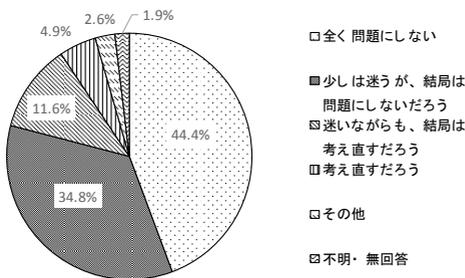


図4は、問10「お子さんが、結婚したいといっている相手が同和地区の人だとわかった場合、あなたは、どんな態度をとると思いますか」の回答のうち、「迷いながらも、結局は考え直すだろう」及び「考え直すだろう」という「考

え直す」グループの合計を年齢階層別に示したものである。なお子どもの結婚であることから「18～39歳」をくくって比較している。

60歳未満は10%台で、20%を超えている60歳以上に比べて「考え直す」グループは大きく減少している。しかしその中でも40歳代が15.7%となっており、「18～39歳」や「50～59歳」に比べて高くなっている。この世代が子どもの結婚を実際に考える世代であることを踏まえると、最もリアリティをもってこの問いに答えているのではないかと考えられる。

図5は、問11「あなたが、結婚したいと思っている相手が同和地区の人で、兄弟、祖父母、親類に猛反対（縁を切ると言われるなど）された場合、あなたは、どんな態度をとると思いますか」の回答結果である。

「父母や身内のことを考え、迷いながら結婚を考え直すだろう」が9.9%、「兄弟、祖父母、親類にまで反対されたら、考え直す」が7.5%とその合計は17.4%になっている。日本国憲法第24条では「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」とあるが、現実にはまだまだ家族、親類などの影響力は強い。結婚差別の克服のためにも、市民全体の正しい理解や態度の形成が必要である。

図4 年齢階層別に見た同和地区の人との結婚に対する態度（子どもの結婚の場合）

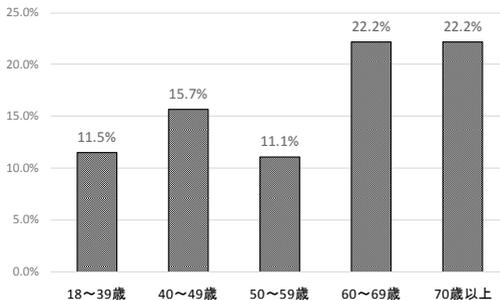
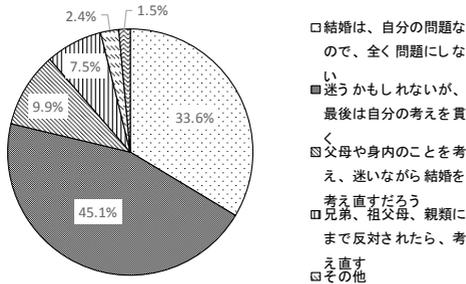


図5 同和地区の人との結婚で親類等から反対を受けた場合の態度



(3) 同和问题（部落差別）の見聞経験

図6は、問6「あなたが見聞きした同和问题（部落差別）はありませんか」に対する回答結果である（なお、「言葉」と「動作」の両方の見聞を有する回答者があるため合計が102.8%となっている）。

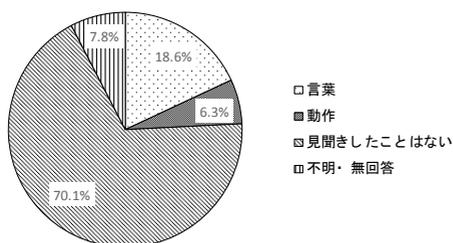
言葉での差別を見聞きしたが18.6%、動作で差別を見聞きしたが6.3%となっており、部落差別行為を見聞きしたことがある市民の合計は24.9%とほぼ4人に1人に達している。極めて大きな割合である。部落差別にかかわる言葉や動作が市民生活の様々な場面でなお横行している様子がうかがえる。

この問いでは「言葉」と「動作」のそれぞれに具体的な内容も記述できるようになっている。それを見ると、「○○（地名）の△△川の向こうの、現在も同じ様な形の戸建て住宅が建っている辺り（中略）は同和地区だ」「□□（地名）の促進住宅の辺りも同和地区だ」など、部落にかかわる地区名が飛び交っていることがわかる。また11名が結婚での差別を取り上げており、さらに、手で差別的なしぐさをしたり、「地区の道は通らない」、「被差別部落地区出身者と判った社員を辞めさせるべく汎ゆる手段を使った経営者」など、生々しい差別の様子が記されている。また、そうした行為がなされていてもそれを「差別である」と認識できていない場合も考えられ、実態はさらに大きいと思われる。

なお問6の自由記述を確かめると「何か向こうが気に入らないことがあると

集団で嫌がらせをされる」のように、部落に対する偏見に基づく見聞も「見聞きした同和問題（部落差別）」として回答されている場合が一部ある。この点にも留意する必要がある。

図6 同和問題（部落差別）の見聞経験



（４）小括

土地差別、結婚差別、同和問題（部落差別）の見聞経験という部落問題の核心にかかわる差別の現実を調査結果から検証した。結果は、同和地区への忌避、結婚での同和地区出身者の忌避、部落差別行為の広がりなど、残念ながら部落差別の現実がなお残されていることを示している。2016年12月16日に施行された部落差別の解消の推進に関する法律第1条には「現在もなお部落差別が存在する」と明記されているが、その指摘がこの町にも当てはまると言わねばならない。

〔2〕 部落問題にかかわる市民の認知・関心・態度

第2の分析テーマは「市民が部落問題をどのように受け止めているのか」である。差別の現実を踏まえて今後の取り組みを推進するにあたり、この点は重要な要素となる。なぜなら、取り組みの主体は市民自身であるからである。市民の部落問題に対する状況を把握したうえで、取り組みの在り方の検討が望まれる。

(1) 部落問題にかかわる市民の認知状況

図7は、問4「あなたは、同和問題（部落差別）についてご存知ですか」に対する回答結果である。「よく知っている」が33.6%、「少し知っている」が48.8%で、「知っている」の合計は82.4%であった。「全く知らない」は2.6%しかおらず、ほとんどの市民が部落問題を認知していると言えよう。問題は、「どのように部落問題を知っているか」である。

図8では、問4で「よく知っている」とした回答者の割合を年齢階層別に示した。年齢が上がるほど「よく知っている」の割合が高くなっていることがわかる。

次にここに、問8の同和問題（部落差別）についての学習経験で「受けたことはない」人の年齢階層別の割合を重ねた。学習を「受けたことはない」者の割合は、40歳代の10.1%が最も低く、これより若くなるほど及び高齢になるほど高くなっておりV字型の結果を示している。おそらく、若年層での「よく知っている」の割合の低さは、学習を「受けたことはない」者の割合が増加していることによる結果であろう。一方、同じく学習を「受けたことはない」者の割合が増加している高齢者において「よく知っている」ものの割合が高くなっているのは、取り組みの弱い時代の中で年を重ねてきた結果、空気を吸うように差別的なうわさや情報を吸い込み、「間違っていて知っている」「偏見をもって知っている」状況の広がりを示しているのではないだろうか。

図9はそのことを確かめるために、「よく知っている」との回答割合と、結婚相手が同和地区の人とわかった時の態度を尋ねている問9において、「迷いながらも考え直すだろう」と「考え直すだろう」の合計比率を年齢階層別に並べたものである。「よく知っている」の割合が増加する高齢者ほど、結婚相手が同和地区の人の場合「考え直す」とした人の割合も増加している。これが高齢者の「よく知っている」の割合の高さに隠されている実態だと思われる。

ほとんどの市民が部落問題を認知している。しかし「部落問題を知っている」

という状況だけを単純に評価することはできない。大切なことは「部落問題をどのように認識するのか」ということである。

図7 部落問題の認知状況

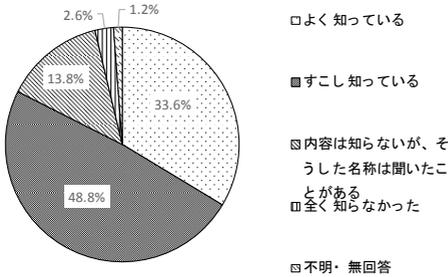


図8 年齢階層別にみた部落問題の認知状況と学習経験

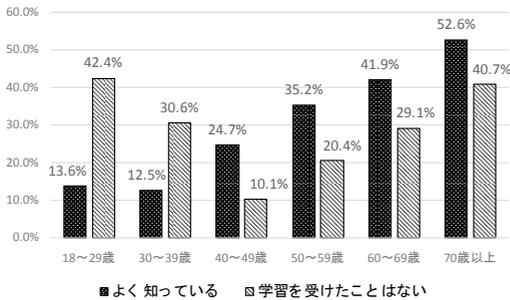
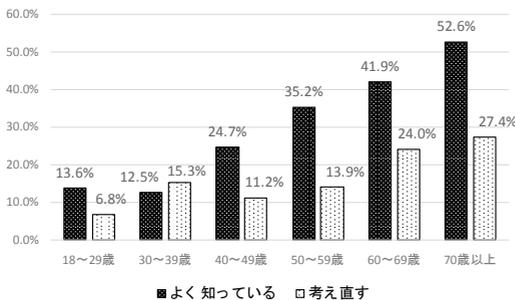


図9 年齢階層別にみた部落問題の認知状況と結婚差別



(2) 部落問題にかかわる市民の関心

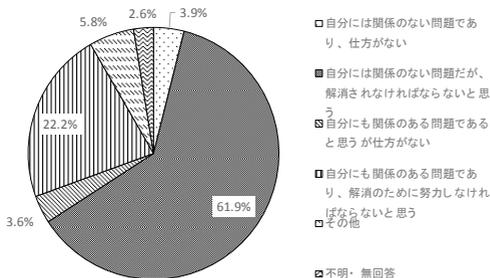
図10は、問13「同和問題（部落差別）について、あなたの気持ちを聞かせてください」に対する回答結果である。

自分との関係について「関係ない」とした者が、「自分には関係のない問題であり、仕方がない」の3.9%、「自分には関係のない問題だが、解消されなければならないと思う」の61.9%を合わせて65.8%であった。逆に自分にも「関係ある」と受け止めているのが、「自分にも関係のある問題であると思うが仕方がない」の3.6%、「自分にも関係のある問題であり、解消のために努力しなければならないと思う」の22.2%を合わせて25.8%であった。約3分の2の市民が部落問題を自分とは関係がないと受け止めている。

一方、この問題を「仕方がない」としてしまっている市民は、「自分には関係のない問題であり、仕方がない」の3.9%、「自分にも関係のある問題であると思うが仕方がない」3.6%を合わせて7.5%であった。それに対して「解消されなければならない」としている者は、「自分には関係のない問題だが、解消されなければならないと思う」61.9%、「自分にも関係のある問題であり、解消のために努力しなければならないと思う」22.2%を合わせて84.1%であった。

市民の間では、部落問題は「自分には関係ない」しかし「解消されなければならない」という形で受け止められている状況が見えてくる。

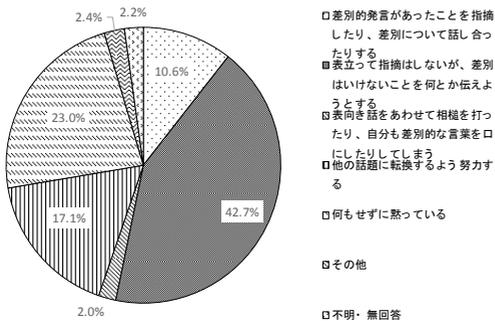
図10 同和問題（部落差別）についての気持ち



（３）部落問題にかかわる市民の態度

図 11 は、問 7 「学校や職場、日常生活の中で、誰かが同和地区の人に対する差別的な発言をしたとき、あなたはこういった行動をとりますか」に対する回答結果である。

図 11 差別発言に遭遇した時の態度



「差別的発言があったことを指摘したり、差別について話し合ったりする」が 10.6%、「表立って指摘はしないが、差別はいけないことを何とか伝えようとする」が 42.7%で、これらは差別をなくそうと積極的な行動を行う態度であり「反論対処」と呼ぶことにする。その合計は 53.3%であった。

「他の話題に転換するよう努力する」が 17.1%、「何もせずに黙っている」が 23.0%で、これらは現実から逃げようとする態度であり「回避対処」と呼ぶことにする。その合計は 40.1%であった。

「表向き話をあわせて相槌を打ったり、自分も差別的な言葉を口にしたたりしてしまう」は差別を助長する態度であり「同調対処」と呼ぶことにする。これは 2.0%であった。

差別が現に生じている場に身を置きながらこれを何とかしようと行動するとした市民は半数をわずかに超えた状況にとどまっている。差別が放置されたり、時には増長されることすら存在している。なぜ「反論対処」が取れないの

だろうか。どうして「回避」したり「同調」したりしてしまうのだろうか。そこに部落問題がなかなか解決しない背景が隠されているのではないだろうか。

(4) 小括

ほとんどの市民が部落問題（部落差別）を認知している。しかしその中身は必ずしも「正しく認知している」とは言い難いものと思われる。また、部落問題を「自分には関係ない」と受け止めている市民が多数を占め、現実に生起している差別に対して積極的な態度をとろうとする市民は約半数にとどまっている。

正しく部落問題を認識すること、自分との関係を受け止めること、そして差別に対してそれを解消する態度や行動力を養うための取り組みが求められている。

[3] 態度に影響を与えているもの

差別の問題は行政関係者や当事者だけが頑張っても解決しない。差別の現実には市民の間に広がっているのであり、市民の自覚や取り組みを抜きにその解決は図れない。その意味で、差別の解消をはかる不可欠な要素として、一人一人の市民の行動力が問われる。部落問題に即していえば、部落差別をなくすための態度や行動力を市民が持たない限り問題は解決しないと言えよう。

しかし現実には、こうした態度や行動をとろうとしている市民が存在する一方、それに背を向けた市民が存在することも確かである。その違いは何かから生じているのだろうか。調査項目の範囲内でその要因を探ってみたい。

なお部落差別をなくすための態度や行動力をはかる質問として、問7「学校や職場、日常生活の中で、誰かが同和地区の人に対する差別的な発言をしたとき、あなたはこういった行動をとりますか」を取り上げる。これに対する回答結果を先の分析と同様に、「差別的発言があったことを指摘したり、差別につ

いて話し合ったりする」と「表立って指摘はしないが、差別はいけないことを何とか伝えようとする」との回答を「反論対処」と呼び、差別をなくそうと積極的な行動を行う態度とする。これに対して、「他の話題に転換するよう努力する」と「何もせずに黙っている」との回答を「回避対処」と呼び、差別の現実を消極的にはあるが容認している態度とする。そして「表向き話をあわせて相槌を打ったり、自分も差別的な言葉を口にしたりしてしまう」を「同調対処」と呼び、差別を助長する態度とする。

分析は、「反論対処」・「回避対処」・「同調対処」に影響を与えていると思われる調査項目とのクロス集計をとることによって検証した。

(1) 学習経験と対処行動

対処行動に影響を与えていると想定した第1は、同和問題（部落差別）についての学習経験である。学習経験は問8で質問しているが、このうち小学校、中学校、高校、大学のいずれかの学校教育で学習を受けたもの（複数で受けたものを含む）と、学校教育では同和問題学習を受けていない者とを分類し、これを対処行動における類型とクロス集計した。その結果を表しているのが図12である。

学校教育で学習を受けたものは、「反論対処」が58.6%となっており、「受けていない」者に比べて10.0ポイント高くなっている。逆に「回避対処」は35.9%で、「受けていない」者の43.8%に比べて7.9ポイント低い。

図13は、同じく問8において「住民対象の講座・講演会」や「職場の研修」「自治会等の学習会」を受けたもの（複数で受けたものを含む）と受けたことがないものを分類し、これを対処行動類型とクロス集計した結果である。

社会啓発・市民啓発を受けた経験のあるものは「反論対処」が65.3%に達しており、「受けていない」者47.0%に比べて18.3ポイント高くなっている。逆に「回避対処」は29.6%で、「受けていない」者の45.5%に比べて15.9

ポイント低い。

学習経験は対処行動に影響を与えていると考えられ、「反論対処」という積極的な態度を支えていると言えよう。

図 12 学校での学習経験別に見た対処行動類型の比率

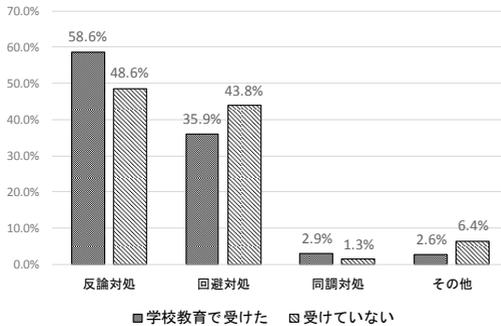
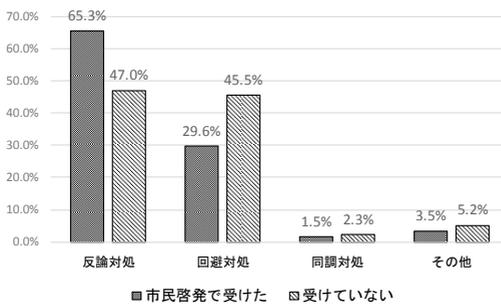


図 13 社会啓発・市民啓発の受講経験別に見た対処行動類型の比率



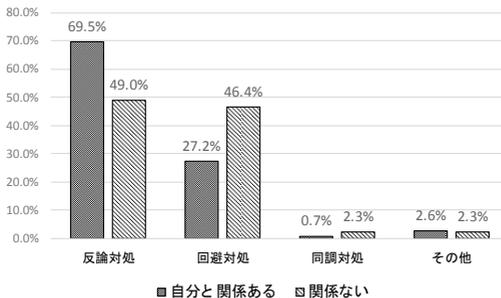
(2) 自分との関係認識と対処行動

対処行動に影響を与えていると想定した第2は、自分とのかかわりで同和問題（部落差別）をどのように受け止めているのかという点である。自分とのかかわりについての受け止め方は問13で質問している。その回答を「自分にも関係のある問題である」と回答したグループ（選択肢番号3・4）と、「自分

には関係ない」と回答したグループ（選択肢番号1・2）に分類し、これを対処行動類型とクロス集計した。その結果を表しているのが図14である。

「自分と関係ある」としたものの場合、「反論対処」は69.5%となっており、「自分と関係ない」とした者に比べて20.5ポイント高くなっている。逆に「回避対処」は27.2%で、「自分と関係ない」とした者の46.4%より19.2ポイント低い。自分との関係で部落問題をとらえきれているかどうかは対処行動に影響を与えていると言えよう。

図14 自分との関係の受け止め方と対処行動



(3) 人権についての考え方と対処行動

対処行動に影響を与えていると想定した第3は、人権についての考え方である。これは問18で質問している。問18では9つの例文を提示して、それぞれについて「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の4段階で賛否を尋ねている。ここでは提示されている例文のうち、明らかに肯定すべき人権に関する考え方であると考えられる次の4項目を取り上げた。(考え方について議論のある項目および人権の観点からみて否定的な項目などは取り上げないこととした)。

- ①差別は、人権として最も恥ずべき行為である
- ④差別される人の言葉をきちんと聞く必要がある

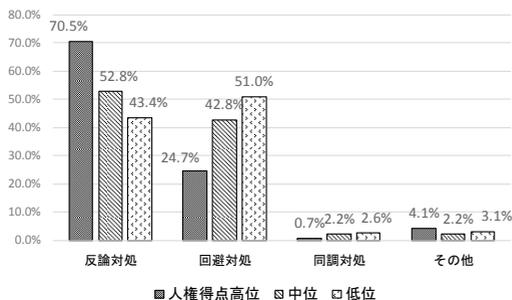
⑤あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある

⑦誰もが自己的人権についてもっと学ぶ機会を持つべきだ

それぞれの項目において「そう思う」を選択した人に4点、「どちらかといえばそう思う」に3点、「どちらかといえばそう思わない」に2点、「そう思わない」に1点を配点した。その合計点を高い順からできるだけ均等になるように3分割して、高いグループから「人権得点高位」「人権得点中位」「人権得点低位」と分類した。図15は、それぞれのグループにおける対処行動の比率を示したものである。

「人権得点高位」のグループでは「反論対処」が70.5%に達しているが、「中位」では52.8%、「低位」では43.4%であった。逆に「回避対処」では「人権得点高位」のグループが24.7%にとどまり、「中位」で42.8%、「低位」では51.0%と得点の高いほうが低い割合になっている。人権についての考え方がきちんと確立されているかどうかは対処行動に影響を与えていると言えよう。

図15 人権についての考え方と対処行動



(4) 法令知識と対処行動

対処行動に影響を与えていると想定した第4は、人権に関する法令についての認識度である。人権に関する法令についての認識は問26において、17の宣言、条約、法律、条令を取りあげて、それぞれに関して「内容（趣旨）を知っ

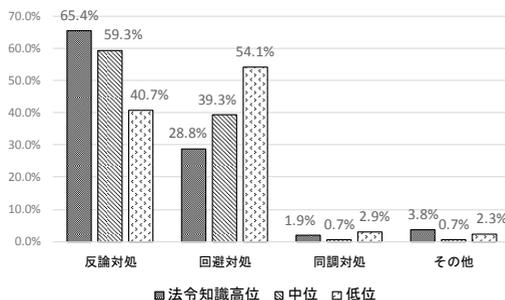
ている」「あることは知っている（名称を知っている）」「知らない」の3段階で回答を求めている。

クロス集計に当たっては、「内容（趣旨）を知っている」の回答に3点、「あることは知っている（名称を知っている）」に2点、「知らない」に1点を配点し、その合計点を高い順からできるだけ均等になるように3分割して、高いグループから「法令知識高位」「法令知識中位」「法令知識低位」と分類した。図16は、それぞれのグループにおける対処行動の比率を示したものである。

「法令知識高位」のグループでは「反論対処」が65.4%であるが、「中位」では59.3%、「低位」では40.7%であった。逆に「回避対処」では、「法令知識高位」のグループが28.8%、「中位」が39.3%、「低位」が54.1%であった。

宣言、条約、法律、条令は社会のルールを示すものであり、その内容とともに時代や社会の動向を市民に啓示する啓発機能を有している。今回の調査でも、人権に関する法令認識のレベルが市民の人権意識に反映し、対処行動に影響を与えていることが示されたと言えよう。

図16 法令知識と対処行動



(5) 小括

差別発言がなされた場面に居合わせた場合、これにどう対処するのは差別

を撤廃していくうえで重要な意味を持つ。それによっては、発言当事者が気付かないまま別なところでも繰り返して発言して差別を拡散することにつながることもあれば、相手に気づきを与えて食い止めていくことにもなる。一人一人の市民が的確な対処行動をとることのできる力を養うことは、取り組みの大きな目標である。

この調査では、学校教育や社会啓発の取り組みがこのことに対して一定の役割を果たしていることを示した。自分との関わりを受け止めること、人権についての正しい認識を持つことなども「対処行動」と深く結びついている。また人権に関する法令についての認識も影響を与えていることが示された。法律の持つ啓発効果といえよう。

同時にこれら教育、啓発、自分との関わり認識、人権についての正しい認識、人権に関する法令認識は、それぞれが互いに深く結びついていることにも留意する必要がある。総合的で連携の取れた取り組みの推進が求められている。

[4]「寝た子を起こすな論」分析

「そっとしておけば自然と部落問題は解決していくのだから、かえって教育や啓発などの取り組みをしないほうがよい」という考え方を「寝た子を起こすな論」と呼ぶ。1965年に出された同和対策審議会答申においても『寝た子を起こすな』式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないつとはなく解消すると主張することにも同意できない」と明確に否定している。しかしこの考え方は根強く存在し、取り組みの前に立ちはだかる壁となってきた。

本調査ではこの考え方について、問14において「黙っていればなくなる」という意見への賛否を尋ねている。それによると22.7%の市民がこの考え方を肯定している。ここでは「寝た子を起こすな論」を支持する人の状況を確かめ、改めてその克服の必要性を検証したい。

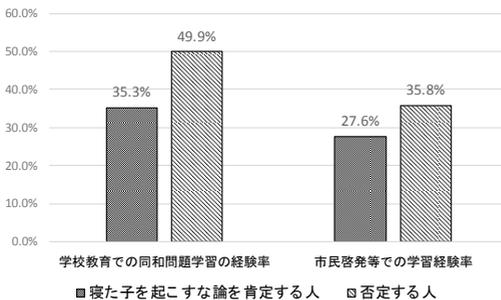
(1) 「寝た子を起こすな論」の賛否と学習経験

図 17 は「寝た子を起こすな論」への賛否別に、学校教育および市民啓発で同和問題を学習した経験の割合（問 8）を比較したものである。

「寝た子を起こすな論」を肯定する人において、学校で同和問題学習を受けた経験のある人は 35.3%であった。これに対して「寝た子を起こすな論」を否定する人は 49.9%が学校での同和問題学習を受けている。学校での同和問題学習を受けた人には「寝た子を起こすな論」の割合は低い。

また、「寝た子を起こすな論」を肯定する人において、市民啓発を受けた経験のある人は 27.6%であった。これに対して「寝た子を起こすな論」を否定する人は 35.8%が市民啓発を受けている。市民啓発を受けたことのある人ほど、「寝た子を起こすな論」の割合は低い。

図 17 「寝た子を起こすな論」の賛否別に見た同和問題の学習経験割合

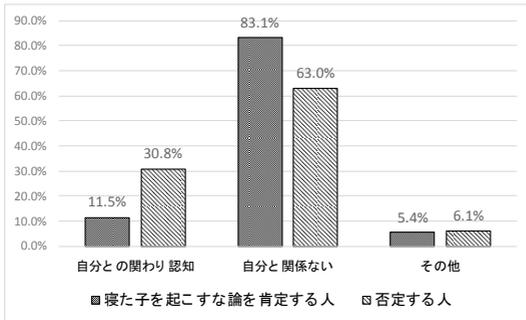


(2) 「寝た子を起こすな論」の賛否と部落問題の受け止め方

図 18 は、「寝た子を起こすな論」の賛否別に、問 13 での、同和問題（部落差別）が自分と関係のある問題と受け止めているのか、自分とは関係のない問題であると受け止めているのかの違いを示したものである。「寝た子を起こすな論」を肯定している人においては、同和問題（部落差別）が自分と関係のある問題と受け止めているのが 11.5%となっており、そうでない人の 30.8%

と比べて19.3ポイントも低い。逆に自分とは関係ないと受け止めている割合は、「寝た子を起こすな論」を肯定している人においては83.1%と高く、「寝た子を起こすな論」を否定している人の63.0%に比べて20.1ポイント高くなっている。

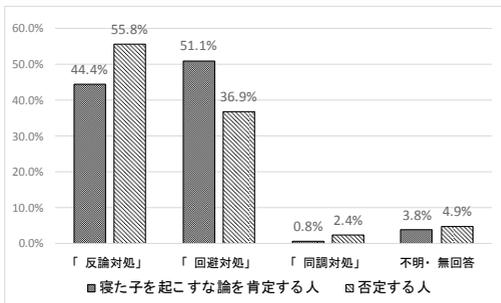
図 18 寝た子を起こすな論の賛否別に見た部落問題の受け止め方の割合



(3) 「寝た子を起こすな論」の賛否と対処行動

図 19 は、「寝た子を起こすな論」への賛否別に見た、問7での対処行動に関する回答結果である。「寝た子を起こすな論」を肯定している人においては、「反論対処」44.4%にとどまっておき、「寝た子を起こすな論」を否定している人

図 19 寝た子を起こすな論の賛否別に見た対処行動種類の割合



の55.8%と比べて11.4ポイント低い。逆に「回避対処」は「寝た子を起こすな論」を肯定している人の場合51.1%にのぼっており、「寝た子を起こすな論」を否定している人の36.9%に比べて14.2ポイント高い。

(4) 小括

「寝た子を起こすな論」は悪気があってなされることは少なく、むしろ問題の解決のためという善意に立脚して主張されることが多い。しかし善意が必ずしも正しいとは限らない。

「寝た子を起こすな論」を肯定する人の学習経験の低さを見ると、正しく学習や啓発を経験していないことがこうした主張を持つに至った要因の一つとしてあることが推測される。また同和問題（部落差別）を自分には関係ない問題であると受け止めている傾向が強く、差別の現実に対しても「回避対処」をとる傾向が高い。

そっとしておいても部落問題はなくなるわけではない。そのことは、学習や啓発などの取り組みの弱い時代に育った高齢の人に、部落問題は知っているが正しく認識されているわけではない現実（本論〔2〕（1）参照）が教えている。むしろ取り組まないことが、差別的なうわさや情報の拡散を許し、「間違っただけで知ってしまう」「偏見をもって知ってしまう」状況を広げることになると言えよう。

「部落問題を正しく知る」が取り組みの第一歩であることを再確認したい。2016年12月16日に施行された部落差別の解消の推進に関する法律では、「第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」と記し、部落差別解消のための教育、啓発活動の推進を求めている。

[5] 公務員等の意識分析

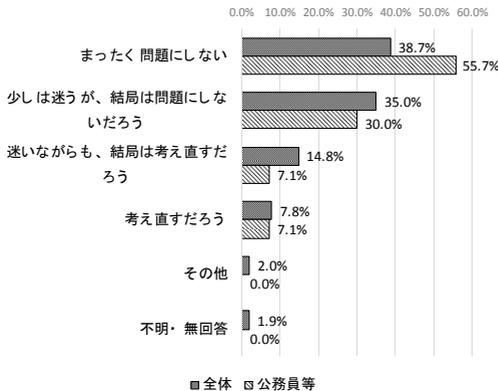
問3では回答者の職業を尋ねている。このうち「3. 公務員、教職員、福祉・医療関係職員」はとりわけ高い人権意識を持ち、差別撤廃の先導的役割を担わなければならない。そこで、これらの人々の部落問題や人権認識にかかわる意識状況を市民全体と比較することを通じて、その責務が十分果たされているかの検証を行う。取り上げる項目は4項目である。

(1) 土地差別問題における公務員等の結果

図20は、問5「あなたが、引越しに際し、同和地区と分かったとき、どんな態度をとると思いますか」に対する回答結果を公務員等と市民全体とを比較したものである。

公務員等の場合、「まったく問題にしない」は55.7%であり市民全体の38.7%より17.0ポイント高い。しかし「迷いながらも、結局は考え直すだろう」が7.1%、「考え直すだろう」が7.1%と合わせて14.2%（約7人に1人）が「考え直す」としている。

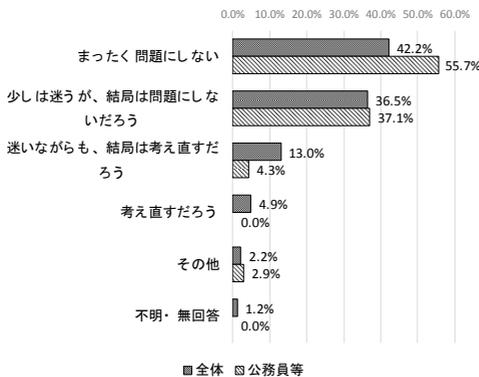
図20 土地差別問題における公務員等の結果



(2) 結婚差別問題と公務員等の結果

図 21 は、問 9 「あなたが、結婚したいと思っている相手が同和地区の人だとわかった場合、あなたは、どんな態度をとると思いますか」に対する回答結果を公務員等と市民全体とを比較したものである。公務員等の場合、「全く問題にしない」は 55.7%であり市民全体の 42.2%より 13.5 ポイント高い。しかし「迷いながらも、結局は考え直さだろう」が 4.3%あった。

図 21 結婚差別問題における公務員等の結果

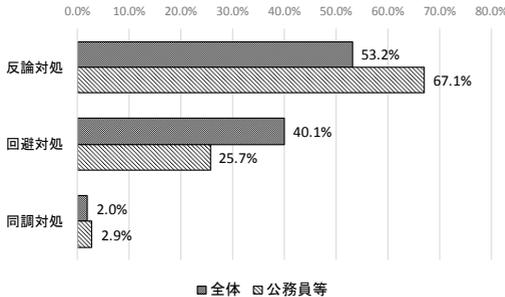


(3) 差別発言に遭遇した時の態度における公務員等の結果

図 22 は、問 7 「学校や職場、日常生活の中で、誰かが同和地区の人に対する差別的な発言をしたとき、あなたはこういった行動をとりますか」に対する回答を [2] (3) と同様に「反論対処」「回避対処」「同調対処」に分類し、公務員等と市民全体とを比較したものである。

公務員等の場合、「反論対処」は 67.1%であり市民全体の 53.2%より 13.9 ポイント高い。しかし「回避対処」は 25.7%と約 4 人に 1 人となっている。

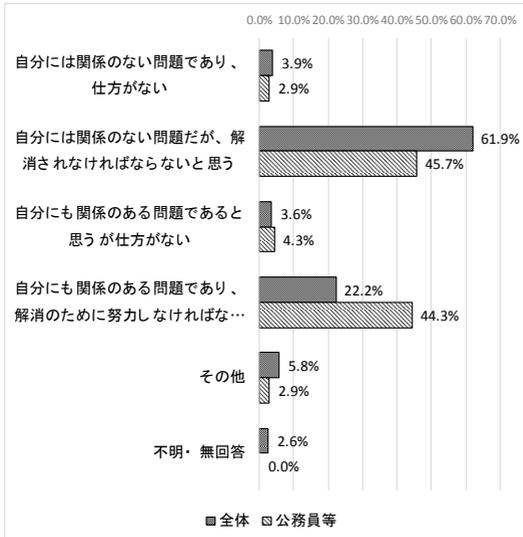
図 22 差別発言に遭遇した時の態度における公務員等の結果



(4) 同和問題（部落差別）についての気持ちにおける公務員等の結果

図 23 は、問 13「同和問題（部落差別）について、あなたの気持ちを聞かせてください」に対する回答結果を公務員等と全体とを比較したものである。

図 23 同和問題（部落差別）についての気持ちにおける公務員等の結果



公務員等の場合、「自分にも関係のある問題であり、解消のために努力しなければならないと思う」が 44.3%と市民全体の 22.2%より 22.1ポイント

高い。しかし「自分には関係ない問題であり仕方がない」が2.9%、「自分には関係がない問題だが、解消されなければならないと思う」が45.7%となっており、「自分とは関係ない」としている合計が市民全体より17.2ポイント低いものの48.6%に達している。

(5) 小括

公務員等の結果は市民全体に比べて、結婚差別問題、土地差別問題、差別事件に遭遇した時の態度、同和問題（部落差別）についての気持ちのいずれの項目においても調査全体の結果より人権意識の高いものとなっている。公務員等における研修の積み重ねやそれぞれの職員における自覚の高まりを表しているものといえよう。

しかしこの現状で100点満点であるかといえば決してそうではないことも確かである。市民全体に比べてよい数値であるとはいえ、結婚差別問題、土地差別問題、差別事件に遭遇した時の態度、同和問題（部落差別）についての気持ちのいずれの項目においても差別的であったり、無責任な態度を示している者が一定割合存在している。

公務員等としての責務やその影響力に鑑み、新宮市における人権の町づくりのリーダーとしての役割を一層発揮されることが期待される。

[6] 総括

1. 差別の現実とは可視化されにくい。差別の現実を最も肌身を感じているのは被差別当事者であるが、その体験や不安を市民に訴えることは、自らが当事者であることを告白することになる。それによって今後生じるかもしれないリスクを考えると、被差別当事者はなかなか声を上げられないでいる。差別の現実が、差別の現実の可視化をねじ伏せている。これは部落問題に限らず、ハンセン病問題やLGBT問題など、他の差別問題でも同様である。こうした中で、

差別の現実についての無理解や軽視が悪気なく市民の中に広がることがある。

本調査はこうした取り組みの第一歩となる差別の現実を可視化するうえで大きな役割を果たしたと言えよう。土地差別や結婚差別に関して、この町に現存する部落差別の現実をこの調査は明らかにした。こうした意識状況は、実際に不動産購入や結婚問題、あるいは部落問題に関する話題が持ち上がった場合などに、具体的な態度や行動、発言などとなって表れることとなる。それが、近年発覚した本市における結婚差別事件や差別発言問題である。したがって、こうした事件は決して特定の当事者だけの問題ではなく、なお残る差別的な意識状況の反映であると言えよう。

2. 調査はこうした差別の現実を明らかにしたが、これを市民の共通認識に高めていく必要がある。差別の現実に対する正しい理解のないところでは、それに対する取り組みも生まれてこないからである。それが教育や啓発活動である。

本調査では、こうした教育啓発活動が市民の態度や行動に積極的な役割を果たしていることが明らかにされた。そうであればなお一層、その内容をさらに工夫しつつ取り組みを発展させていくことが提起されている。一部になお「寝た子を起こすな論」的な考え方の市民が存在するが、「部落問題を正しく知る」ことこそが差別解消への道筋であることがこの調査においても示されたことを受け、取り組みの推進を図る必要があろう。

3. 教育啓発活動においては、差別の現実認識、自分との関わり、解放への展望、人権についての正しい理解、人権尊重の社会動向の認知（法令等の認知）など、この調査で明らかになった点を踏まえて今後の在り方が議論されることが期待される。

4. なおこうした取り組みにおいて公務員や教員など公の立場にある人の役割は重要である。調査はこれら人々の意識が市民に比べて相対的によりよい結果を示すものであったが、十分であるとは言い難い。さらにこれら人々は、仕事の上だけではなく、生活現場においても地域の人権リーダーとして市民から信頼され、活躍することが求められる。それに資するための正しい理解や知識を持ちうるための研修や自己啓発が期待される。

(注記)

本原稿は新宮市の依頼により『人権問題に関する市民アンケート結果報告書』の一環として分析執筆したものである。新宮市には近畿大学附属高等学校・中学校や水産研究所新宮実験場があり本学と深い関係を有している。こうしたことから新宮市の了解を得てこの原稿を近畿大学関係者にも供する目的から本紀要に掲載するものである。